

## FORATOM(欧州原子力産業協会)が指摘する CDA 原案の懸念点と改善案

2022 年 1 月 10 日

一般社団法人日本原子力産業協会

### ○原子力は過渡的なエネルギーとの扱い

- ・原子力はタクソミー規則 10 条 2 項（気候中立経済への移行を支え気候変動緩和に貢献する経済活動）に準拠
  - 原子力は EU タクソミーに含まれるものの、移行段階の技術との扱い
- ・サンセット条項:
  - 2040 年:既存の施設についての運転期間延長認可発効期限
  - 2045 年:新規建設プロジェクトに対して建設許可発効期限
- ・以下の新技術に関して不明瞭な状態
  - 商業化前段階の先進技術を含む技術スクリーニング基準（TSC）
  - 第 4 世代炉、第 3 世代型 SMR

**要求:**上記の問題に対して再生可能エネルギーと同等の扱いを求める

### ○開示要件

- ・非財務報告指令の対象となる事業体は、タクソミーに準拠する活動と準拠しない活動の割合を開示する必要がある。
- ・タクソミーに準拠した活動の割合を報告する際、原子力に関連する割合を明確にする必要がある

**要求:**これらの要件の削除を求める（ただし、交渉の切り札となる可能性がある）

### ○最終処分場の 2050 年までの稼働

- ・以下の 3 つのプロジェクトには「高レベル放射性廃棄物の処分施設を 2050 年までに稼働させるための詳細な手順を含む計画」が必要とされる。
  - 燃料サイクルからの廃棄物を最小限に抑えた先進的な技術の商業化前段階
  - 利用可能な最良の技術を用いた、水素製造を含む、電気または熱の発生のための新規原子力発電所の建設および安全な運転
  - 既存施設における原子力発電

**要求:**2050 年の期限の撤廃を求める

### ○事故耐性燃料(ATF)

- ・CDA 中では「燃料又は原子炉構成部品の構造的損傷に起因する事故に対する追加的な防護を提供する」 ATF が現在市場で入手可能と述べており、既存施設と新規施設の両方で ATF の使用を求められているが、ATF は現在、研究段階にある

**要求:**既存の法的要件および利用可能な最良の技術に限定するよう求める（ATF への言及の削除）

### ○欧州委員会の権限の拡大

- ・本提案は欧州委員会が各原子力プロジェクトを TSC に適合していることを確認するために審査することを認めている。
- ・本提案は欧州委員会に対し、ユーラトム条約第 41 条の要件を超えて、プロジェクトの許認可に関してより多くの権限を与えているが、原子力安全指令は、原子力安全の責任は、いかなる超国家機関でもなく、主に国内規制当局にあると定めている。
- ・ユーラトム条約が、原子力分野への投資に関する通知を既に求めている(第 41 条)
- ・これらの要件と検証プロセスは、タクソノミー規則に規定されている技術中立性原則に違反している。

*要求:原子力が他の技術と同等の立場で扱われ、既存のプロセスで十分であることを求める*

### ○核燃料サイクル

- ・原子力のライフサイクルの重要な構成要素である核燃料サイクルについてタクソノミーに含める提案がされていない。

*要求:適格な活動として核燃料サイクルを追加するよう求める*

### ○研究開発活動

- ・TSC は将来的に第 4 世代炉技術への適用も検討されるべきだがその保証がない。
- ・第 4 世代炉や SMR の扱いが過渡的なものであるのか、将来の確実性があるか保証されていない。
- ・「エネルギーハブ」 としての先進的技術の可能性に言及していない

*要求:研究・イノベーション活動に対する柔軟性向上を求める*

### ○EU 域外の投資

- ・本提案は、EU 域内の投資のみを対象としている。
- ・その他の技術については、世界の他の地域に投資する EU の事業者の場合、これらの投資はタクソノミーに準拠しているとされる。
- ・結果として、公平な競争条件が確保されず、世界貿易機関の法的拘束力のある枠組みの要件に反する可能性がある。

*要求:欧州域内市場で適用されているのと同等の基準を満たしている限り、欧州域内市場以外の原子力施設への投資を含める提案を求める*

### 【参考】

- ・ CDA 原案 (リーク文書)  
[EU Taxonomy Draft - 31. Dec 2021.pdf - Google Drive](#)

以上